

事務連絡

令和4年9月16日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて

今冬のインフルエンザについては、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されており、日本感染症学会からは積極的なインフルエンザワクチンの接種が推奨されています。このような中で、今冬のインフルエンザワクチンは、記録が残る中で最大の供給量となる約3,521万本を確保できる見込みです。

インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等¹が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種対象者となっています。次のインフルエンザ流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者の方々がインフルエンザワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種の時期についての呼びかけを行うことといたしました。

貴職におかれましては、予防接種法上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、インフルエンザワクチンの円滑な接種に向けて、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

¹ ①65歳以上の者又は②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2）

合同部会(厚生科学審議会感染症部会及び厚生科学審議会予防接種・科会予防接種基本方針部会)の議論の概要

ルエンザについては、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸日本感染症学会からは積極的なインフルエンザワクチンの接種が推。このような中で、今冬のインフルエンザワクチンは、記録が残る量となる約3,521万本を確保できる見込みである。

ザワクチンについては、65歳以上の方等が予防接種法に基づく定期っている。

のインフルエンザの流行に備え、予防接種法に基づく定期接種対象エンザワクチンの接種を希望する場合は、その機会を逸することのの時期について次のように呼びかけを行うこととする。

ザワクチン接種の呼びかけについて

予防接種法に基づく定期接種対象者(65歳以上の方等)の方々でイクチンの接種を希望される方は、接種の予約を取った上で、早期に呼びかける。

ってはワクチンの接種開始時期が異なり得ること。

以外の方々についても、定期接種対象者(65歳以上の方等)の方々ののをお待ちいただく必要はない。

いて

(参考) 今冬のインフルエンザワクチンの優先的接種の呼びかけ
Q & Aについて

Q 1. 季節性インフルエンザワクチンは供給不足なのでしょうか。

- 2022/2023 シーズンのインフルエンザワクチンの供給については、4価ワクチンに変更された平成27年度以降で最大の供給量となる約3,521万本（成人で1回接種の場合、約7,042万回分）を確保できる見込みで、これは統計のある平成8年以降、最大だった一昨年度の使用量（約3,274万本）と比較して、約8%多い量になります。
- 厚生労働省では、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、インフルエンザワクチンの供給量を確保するとともに、効率的なワクチン接種を推進していきます。

Q 2 インフルエンザワクチン接種の呼びかけ対象者以外の方は、ワクチンを接種してはいけないのでしょうか。

- 呼びかけの対象者以外の方がインフルエンザワクチン接種を希望する場合、接種を妨げるものではありません。

Q 3 呼びかけの対象者は必ずインフルエンザワクチン接種しないとイケないのでしょうか。

- インフルエンザワクチン接種の呼びかけを受けて、必ず接種しなければならないものではありません。
- インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザの重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態等によっては副反応などが生じる場合もありますので、かかりつけ医などと相談しつつ、接種を検討いただくようお願いいたします。

季節性インフルエンザワクチンに関するお知らせ

～接種を希望される高齢者のみなさまへ～

定期接種対象者（65歳以上の方等）注で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方は、お早めに接種をお願いします。



南半球のオーストラリアでは、例年よりも数か月早くインフルエンザの流行が確認されています。インフルエンザワクチンにはインフルエンザの重症化を防ぐ効果があります。

注 65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

※ 定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認下さい。

※ 接種を希望される定期接種対象者以外の方も接種を行うことが可能です。

皆様へのお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されることから、マスクの適切な着用、手洗い、三密の回避や換気などの基本的感染対策の徹底もお願いします。
- ・ 接種に当たっては、あらかじめ医療機関にお電話等でご連絡いただき、予約をお願いします。
- ・ インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いします。
- ・ インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同日に接種することが可能です。
 - ※ 新型コロナワクチンについては前回接種からの間隔等の要件があることから、必ず同日に接種できるわけではありません。